**１２　安否状況・被害状況の確認**

）

**１　安否・所在の確認**

安否確認が取れていない生徒及び教職員の確認を続ける。その家族や自宅の被害状況も把握することが必要になってくる。

**２　被害状況の確認**

一度点検した場所でも、時間とともに被害が拡大している場合もあるので、学校復興に向けて再度確認調査を行う。確認調査中に少しで危険を感じた場合は、調査を中止し、立入禁止区域とする。

・校舎・体育館等の施設の被害状況を確認する。危険があると思われる箇所は、応急危険度判定士等の専門家による確認が必要。

・工作物の被害状況を確認する。

・立入禁止区域の確認をする。

**３　チェック項目**

□　児童生徒の安否・所在確認をする

□　教職員の安否・所在確認をする

□　校舎・体育館等の被害状況を確認する（応急危険度判定士等の専門家による確認含む）

□　①建物躯体（基礎・柱・壁・床・天井）

　　（状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□　②建物取付具（扉・窓・電球・ガラス等）

（状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□　③備品（戸棚・本棚・ロッカー・靴箱等）

（状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□　工作物の被害状況を確認する

ブロック塀　・樹木　・防球ネット　・門扉　・掲揚ポール　・境界フェンス　等

（状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□立入禁止区域の表示をする

　　　　　　　　　　　　（　白　紙　）